

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 17 日現在

機関番号：24506

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2010～2013

課題番号：22760470

研究課題名(和文) 集落持続に向けた民俗慣行に見る居住継続システムの解明

研究課題名(英文) Clarification of the continuous residence system from folk custom for continuing villages

研究代表者

山崎 義人 (Yamazaki, Yoshito)

兵庫県立大学・自然・環境科学研究所・准教授

研究者番号：60350427

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,200,000円、(間接経費) 960,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、国府集落における隠居慣行の変容の実態を把握するとともに、居住継承や不動産の継承の見通しを把握し、それらの関係を明らかにすることを目的とした。別棟別計別食といった隠居慣行を維持することが、即ち居住継承や不動産の継承に結びつくことであるとは考え難い。それよりは長男と屋敷地内で同居しゆくゆくはその屋敷地を継承するという隠居慣行における家長権の譲渡に関する観念が色濃く影響しているものと考えられた。

研究成果の概要(英文)：This study, at Kokufu village, understood actual condition of changing local people's folk-custom and understood their perspective of inheritance. It was difficult to consider that their keeping the custom as activity concerned to their inheritance. It was thought that an idea to be concerned with a transfer of the husband right influenced their inheritance.

研究分野：建築

科研費の分科・細目：建築・都市計画

キーワード：隠居慣行 居住継承 集落の持続 国府集落

1. 研究開始当初の背景

過疎地域においては、限界集落や消滅集落という言葉が一般に普及するほど、深刻な状況に立たされている。国土保全を考える上で集落の持続は重要な課題であり、かつ対応方策を考える事が急務となっている。筆者はこれまでに人口増加を続けていた坊勢島に着目し新宅分けという慣行等について研究をしてきており、継続的に地域社会を維持・継承していくためには、イエを継承していく知恵や工夫としての慣行が重要であると考えている。特に民俗学における隠居研究の第一人者である竹田が「隠居が家督・財産の生前譲渡によって「家」の若がりえりを期待」していると指摘しているように、隠居慣行は居住継承を促す仕掛けであり、この居住継承により地域社会が維持・継承しようと考えている。

しかし、船越らが指摘するように隠居慣行は「単に継承されているわけではなく、社会的・経済的条件の変化、生産・生活の合理化や近代化に伴い変質を余儀なくされ大きく変容」している。よって、今後も地域社会を維持・継承をしていくためには、これまでの隠居慣行を現代的に捉え直していく必要がある。また、この現代社会における隠居慣行の変容の中に、居住を継承していく知恵や集落を持続していくための知恵が内在しているのではないだろうか。

2. 研究の目的

三重県志摩市阿児町国府集落の隠居慣行は

竹田が指摘するように「全国的にもっとも著名」な隠居慣行の一つである。これは我妻による「嫁の天国」の出版を契機にマスメディアに取り上げられ全国的に脚光を浴びたからであると言われている。そのため、既往研究が数多くなされており隠居慣行の変容を捉え現代社会への適応の状態を把握する上で適切であると考え、研究対象地として選定した。

本稿では、国府集落における隠居慣行の変容の実態を把握するとともに、居住継承や不動産の継承の見通しを把握し、それらの関係を明らかにすることを目的とする。それを踏まえて隠居慣行と居住継承や集落の持続にする考察を行う。

3. 研究の方法

本稿では次の方法をとる。2章では、文献調査に基づいて国府集落の隠居慣行を把握するとともにその変容の概況を把握する。3章では、アンケート調査から現在の居住形態と過去の居住形態の比較や、今後の居住継承や不動産の継承の動向を把握する。4章では、隠居が済んでいるかや長男夫妻との同居の状況等から回答者の類型を行い比較分析をすることで、隠居慣行の変容の実態を明らかにする。5章では、以上を取りまとめ国府集落の隠居慣行の現状から居住継承や地域の維持・継承に資する知見を得る。

4. 研究成果

アンケートの概要	30年前(1981.2)の居住形態			現在(2011.2)の居住形態			種・計・食	隠居	住まい続ける人	屋敷地の所有	不動産を継承する人
	No.	年齢	本屋	本屋	隠居屋	大隠居屋					
対象地区:	1	100	長男夫妻・孫	本人	本人	本人	別棟別計別食	済	決まっている(長男)	本人	決まっている(長男)
1組~8組(全11組の中で、元村と呼ばれ元々の集落とされる組)	2	93	本人夫妻・長男夫妻・孫2名	本人	本人夫妻	本人	別棟別計別食	済	決まっている(長男)	本人	決まっている(長男)
対象者:	3	87	本人夫妻・長男	本人夫妻	本人	本人	別棟別計別食	済	決まっている	本人	決まっている
70歳以上の男性の世帯主102名	4	86	本人夫妻	本人夫妻	本人	本人	別棟別計別食	済	決まっている	本人	決まっている
調査方法:	5	86	本人夫妻	本人夫妻	本人	本人	別棟別計別食	済	決まっている	本人	決まっている
訪問配布、留置、訪問回収	6	84	本人夫妻	本人夫妻	本人	本人	別棟別計別食	済	決まっている	本人	決まっている
配布期間:	7	84	本人夫妻	本人夫妻	本人	本人	別棟別計別食	済	決まっている	本人	決まっている
2011年2月3日~5日	8	84	本人夫妻	本人夫妻	本人	本人	別棟別計別食	済	決まっている	本人	決まっている
回収期間:	9	84	本人夫妻	本人夫妻	本人	本人	別棟別計別食	済	決まっている	本人	決まっている
2011年2月13日~15日	10	84	本人夫妻	本人夫妻	本人	本人	別棟別計別食	済	決まっている	本人	決まっている
配票数:95 回収数:73	11	83	本人夫妻	本人夫妻	本人	本人	別棟別計別食	済	決まっている	本人	決まっている
有効回答数:54 有効回答率:52.9%	12	82	本人夫妻・次女	本人夫妻	本人	本人	別棟別計別食	済	決まっている	本人	決まっている
アンケートの内容:	13	82	本人夫妻	本人夫妻	本人	本人	別棟別計別食	済	決まっている	本人	決まっている
1 現在(2011.2)の家族について	14	82	本人夫妻・長男夫妻	本人夫妻	本人	本人	別棟別計別食	済	決まっている	本人	決まっている
敷地内/外に住んでいる家族の続柄、年齢、性別、婚姻	15	82	本人夫妻	本人夫妻	本人	本人	別棟別計別食	済	決まっている	本人	決まっている
2 30年前(1981.2)の家族について	16	82	本人夫妻	本人夫妻	本人	本人	別棟別計別食	済	決まっている	本人	決まっている
敷地内/外に住んでいる家族の続柄、年齢、性別、婚姻	17	82	本人夫妻	本人夫妻	本人	本人	別棟別計別食	済	決まっている	本人	決まっている
3 隠居慣行の変容と不動産継承	18	81	本人夫妻・長男・次女・長男	本人夫妻	本人	本人	別棟別計別食	済	決まっている	本人	決まっている
隠居を末・済、隠居の様態、屋敷地の所有者等	19	81	本人夫妻	本人夫妻	本人	本人	別棟別計別食	済	決まっている	本人	決まっている
4 居住継承と不動産継承	20	80	本人夫妻	本人夫妻	本人	本人	別棟別計別食	済	決まっている	本人	決まっている
居住継承者の予定、不動産継承者の予定	21	80	本人夫妻	本人夫妻	本人	本人	別棟別計別食	済	決まっている	本人	決まっている
	22	80	本人夫妻	本人夫妻	本人	本人	別棟別計別食	済	決まっている	本人	決まっている
	23	79	本人夫妻	本人夫妻	本人	本人	別棟別計別食	済	決まっている	本人	決まっている
	24	79	本人夫妻	本人夫妻	本人	本人	別棟別計別食	済	決まっている	本人	決まっている
	25	78	本人夫妻	本人夫妻	本人	本人	別棟別計別食	済	決まっている	本人	決まっている
	26	78	本人夫妻	本人夫妻	本人	本人	別棟別計別食	済	決まっている	本人	決まっている
	27	78	本人夫妻	本人夫妻	本人	本人	別棟別計別食	済	決まっている	本人	決まっている
	28	77	本人夫妻	本人夫妻	本人	本人	別棟別計別食	済	決まっている	本人	決まっている
	29	77	本人夫妻	本人夫妻	本人	本人	別棟別計別食	済	決まっている	本人	決まっている
	30	76	本人夫妻	本人夫妻	本人	本人	別棟別計別食	済	決まっている	本人	決まっている
	31	76	本人夫妻	本人夫妻	本人	本人	別棟別計別食	済	決まっている	本人	決まっている
	32	76	本人夫妻	本人夫妻	本人	本人	別棟別計別食	済	決まっている	本人	決まっている
	33	76	本人夫妻	本人夫妻	本人	本人	別棟別計別食	済	決まっている	本人	決まっている
	34	76	本人夫妻	本人夫妻	本人	本人	別棟別計別食	済	決まっている	本人	決まっている
	35	75	本人夫妻	本人夫妻	本人	本人	別棟別計別食	済	決まっている	本人	決まっている
	36	74	本人夫妻	本人夫妻	本人	本人	別棟別計別食	済	決まっている	本人	決まっている
	37	74	本人夫妻	本人夫妻	本人	本人	別棟別計別食	済	決まっている	本人	決まっている
	38	74	本人夫妻	本人夫妻	本人	本人	別棟別計別食	済	決まっている	本人	決まっている
	39	74	本人夫妻	本人夫妻	本人	本人	別棟別計別食	済	決まっている	本人	決まっている
	40	73	本人夫妻	本人夫妻	本人	本人	別棟別計別食	済	決まっている	本人	決まっている
	41	73	本人夫妻	本人夫妻	本人	本人	別棟別計別食	済	決まっている	本人	決まっている
	42	73	本人夫妻	本人夫妻	本人	本人	別棟別計別食	済	決まっている	本人	決まっている
	43	73	本人夫妻	本人夫妻	本人	本人	別棟別計別食	済	決まっている	本人	決まっている
	44	72	本人夫妻	本人夫妻	本人	本人	別棟別計別食	済	決まっている	本人	決まっている
	45	72	本人夫妻	本人夫妻	本人	本人	別棟別計別食	済	決まっている	本人	決まっている
	46	72	本人夫妻	本人夫妻	本人	本人	別棟別計別食	済	決まっている	本人	決まっている
	47	72	本人夫妻	本人夫妻	本人	本人	別棟別計別食	済	決まっている	本人	決まっている
	48	71	本人夫妻	本人夫妻	本人	本人	別棟別計別食	済	決まっている	本人	決まっている
	49	71	本人夫妻	本人夫妻	本人	本人	別棟別計別食	済	決まっている	本人	決まっている
	50	71	本人夫妻	本人夫妻	本人	本人	別棟別計別食	済	決まっている	本人	決まっている
	51	71	本人夫妻	本人夫妻	本人	本人	別棟別計別食	済	決まっている	本人	決まっている
	52	70	本人夫妻	本人夫妻	本人	本人	別棟別計別食	済	決まっている	本人	決まっている
	53	70	本人夫妻	本人夫妻	本人	本人	別棟別計別食	済	決まっている	本人	決まっている

「-」は無回答

(1) 結果

以上から、隠居慣行の変容の実態と、その居住継承との関係として、次の7点が明らかになった。

- 1)バブル期以降に国府の隠居慣行の変容が明確化していること。
- 2)約半数は隠居慣行を概ね維持しているが、半数弱は隠居慣行が変容していること。
- 3)特に長男の婚姻や居住の動向が隠居慣行を維持しているか変容させているか影響を与えていること。
- 4)隠居が済んでいる場合は別棟別計別食の隠居慣行が維持されかつ屋敷地の所有が次世代へ移譲される傾向があること。
- 5)長男夫妻が敷地内に同居している場合は住み続ける人や不動産を継承する人が決まっていたり、見通しが立っている割合が高いこと。
- 6)長男夫妻以外の子孫と同居している場合には、不動産を継承する人が決まっていたり、見通しが立っている割合が、子孫とは

同居していない場合に比べると高いこと。
7)隠居が済んでいてもいなくても、長男夫妻と敷地内で同居していてもいなくても、本人や妻で屋敷地を所有している割合が8割以上であること。

(2) 考察：不動産継承と屋敷地内の同居

居住継承や不動産の継承をする人の予定が立っている傾向が高いのは正当派隠居型や長男夫妻同居未型であり、隠居が済んでいようがいまいが長男と同屋敷地内で同居している場合である。一方で、別棟別計別食といった隠居慣行が継続している傾向が高いのは、隠居を済ませている正当派隠居型と長男夫妻以外隠居型の場合である。つまり、別棟別計別食といった隠居慣行を維持することが、即ち居住継承や不動産の継承に結びつくことであるとは考え難い。それよりは長男と屋敷地内で同居しゆくゆくはその屋敷地を継承するという隠居慣行における家長権の譲渡に関する観念が色濃く影響しているものと考えられる

スタート	類型	棟・計・食	屋敷地の所有	住み続ける人	不動産を継承する人
隠居が済んでいるか Yes No 長男夫妻と敷地内で同居しているか Yes No 長男夫妻と敷地内で同居しているか Yes No 子孫と敷地内で同居しているか Yes No	正当派隠居型 24名	別棟別計別食：21 別棟別計同食：1 別棟同居同食：1 同棟別計別食：1	本人：20 長男：4	決まっている：18 見通しは立っている：3 決まっていない：1 わからない：2 無回答：2	決まっている：12 見通しは立っている：6 決まっていない：1 わからない：2 無回答：3
	長男夫妻以外隠居型 6名	別棟別計別食：4 別棟別計同食：1 別棟同居同食：1	本人：5 娘：1	決まっている：3 決まっていない：1 無回答：2	決まっている：3 見通しは立っている：1 無回答：2
	長男夫妻同居未隠居型 6名	別棟別計別食：2 別棟別計同食：1 同棟同居同食：1 無回答：2	本人：5 無回答：1	決まっている：5 決まっていない：1	決まっている：5 決まっていない：1
	子孫同居未隠居型 7名	別棟別計別食：1 無回答：6	本人：5 妻：2	決まっている：4 わからない：2 無回答：1	決まっている：5 わからない：1 無回答：1
	子孫非同居型 10名	無回答：10	本人：7 妻：1 無回答：2	決まっている：2 見通しは立っている：2 決まっていない：4 わからない：2	決まっている：2 見通しは立っている：2 決まっていない：6

現代社会においては、長男の婚姻や居住の動向によって長男との同居が望めない場合も少なくない。長男夫妻以外隠居型や子孫同居未隠居型といった、屋敷地内で子や孫の夫妻と同居している場合でも、特に不動産継承の予定が立っている傾向は、子孫との非同居の場合に比べると高い傾向がある。つまり、長男夫妻に限らずとも子孫の夫妻が屋敷地内で同居していくことは、不動産継承に一定の効果があるものと考えられ、ひいては居住継承へと繋がる可能性が高まるものと考えられる。

現代社会における地域の維持・継承の観点から国府集落の隠居慣行の変容の実態をみると、隠居慣行を維持すること自体にはそれほど大きな意味があるわけではなく、長男夫妻であるか否かにかかわらず子孫の夫妻と、屋敷地内で「同居すること」がその不動産を継承するための重要な要件であり、同居していくことでいずれ家長権が譲

渡され不動産の継承がなされることで結果として、居住継承がなされるものと考えられる。

(3) おわりに

本稿では国府集落の隠居慣行の変容の実態を捉えることから、地域を維持・継承していくために上述の知見を得た。国府集落に限らずに、わが国の集落の持続に向けても同居する子孫の世帯への財産相続の優遇といった方策を検討することが必要であると考えられる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 1 件)

山崎義人「国府集落における隠居慣行の変容と居住継承との関係」日本建築学会第 8 回住宅系研究報告会論文集、p95-p102、2013. 12

〔学会発表〕(計 件)

なし

〔図書〕(計 件)

なし

〔産業財産権〕

○出願状況(計 件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

出願年月日：

国内外の別：

○取得状況(計 件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

取得年月日：

国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

山崎 義人 (YAMAZAKI, Yoshito)

兵庫県立大学・自然・環境科学研究所・准教授

研究者番号：60350427